

四万十町条例第5号

四万十町税条例の一部を改正する条例

四万十町税条例（平成18年四万十町条例第53号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

- 6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
------	--------	--------

	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第34条の7の改正規定並びに附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定は、同年6月1日から施行する。

（町民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の町民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成30年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成31年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の町民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）

	送付	送付又は四万十町税条例の一部を改正する条例（平成31年条例第5号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の四万十町税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付
--	----	---

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。